

2021年10月26日

各位

会社名 株式会社 S H I F T
代表者名 代表取締役社長 丹下 大
(コード番号：3697 東証第一部)
問合せ先 執行役員兼 CFO 服部 太一
(TEL. 03-6809-1165)

資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日付で開催しました取締役会において、会社法第 447 条第 3 項の規定に基づく、資本金の額の減少を決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、2021年11月26日開催の第16回定時株主総会において、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、資本金の額の減少を決議する予定です。

一方で、過去に当社が役員及び従業員に付与した新株予約権が行使された場合には、行使価格の約1/2が資本金の額となり、結果として資本金の額が増額いたします。これについて、定時株主総会における資本金の額の減少による効力を維持し、資本金の額を一定の水準に維持することを目的に、行使が予想される新株予約権の行使により増加する資本金の額と同額を、行使と同時に減少することといたしました。

具体的には、会社法第 447 条第 3 項の規定に基づき、本新株予約権の行使により増加する資本金の額と同額の資本金の額を減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、資本金額の減少が株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

第16回定時株主総会で決議予定の58,932,500円の減少に加えて、本決議により67,243,500円を減少いたします。

また、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少方法

発行株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

3. 資本金の額の減少の日程

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議 | 2021年10月26日 |
| (2) 債権者異議申述最終日 | 2021年12月5日(予定) |
| (3) 減資の効力発生日 | 2021年12月7日(予定) |

4. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における勘定科目内の振替処理であるため、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、業績に与える影響は軽微でございます。

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>
株式会社 SHIFT IR室
メール：ir_info@shiftinc.jp